

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 6 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）・介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に伴う
緊急一時的な障害児の受入れについて

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等における全国一斉臨時休業については、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」（令和 2 年 2 月 28 日付文部科学事務次官通知）が発出されたところですが、特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒（以下「幼児児童生徒」という。）には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で 1 人で過ごすことができない者がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用し、幼児児童生徒の居場所を確保することが必要とされています。

こうした対応を進める際、地域によっては、放課後等デイサービス事業所のみでは、幼児児童生徒の居場所が十分に確保されないことも想定されることから、その場合においては、他の障害福祉サービス等施設・事業所や介護保険の通所介護事業所等においても、幼児児童生徒の受入れにご協力をお願いしたく、下記のとおり取り扱うこととしましたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

なお、実際に対応する際は、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について」（令和 2 年 2 月 28 日厚生労働省医政局ほか連名事務連絡）等を改めてご確認いただき、新型コロナウイルスによる感染の拡大防止に努めていただくようお願い申し上げます。

記

1 受入れに当たっての調整

放課後等デイサービス事業所以外の他の障害福祉サービス等施設・事業所や介護保険の通所介護事業所等での幼児児童生徒の受入れの検討が必要となる場合として、

- ① 既に放課後等デイサービスを利用する幼児児童生徒の保護者等から利用時間の延長の要望を受けた放課後等デイサービス事業所において、当該要望に係る対応が困難である場合
- ② 新たに放課後等デイサービスの利用を希望する幼児児童生徒の保護者等から教育委員会や学校長を経由して要望を受けた障害福祉主管部局からの連絡を受けた放課後等デイサービス事業所において、当該放課後等デイサービス事業所で当該要望を受けることができない場合
- ③ 上記の場合のうち、重症心身障害児や医療的ケア児等、看護職員を必要とするなどの理由により、放課後等デイサービスでの受入れが困難な場合などが想定される。

いずれの場合においても、まずは障害福祉主管部局が中心となり、当該要望を受けた放課後等デイサービス事業所の同一法人内や連携する他法人内などにおける他の障害福祉サービス事業所での受入れを調整することとする。

その際、障害福祉主管部局においては、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）（令和2年3月2日文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）」に示す学校の教室等の活用などの取扱いも含めて検討することとする。

その上で、なお①から③の要望を受けることができない場合は、障害福祉主管部局が中心となり、適宜、介護保険主管部局と連携を図りながら、介護保険の通所介護事業所等での受入れを調整することとする。

2 放課後等デイサービス事業所以外の他の障害福祉サービス等施設・事業所が幼児児童生徒を受け入れる場合の報酬上の取扱い

上記1のような場合には、「令和元年台風第19号により被災した障害者等に対する支給決定等について」（令和元年10月15日厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか連名事務連絡）の別添の4「仮に、別の施設等に一時避難する場合であって、提供しているサービスを継続して提供できていると判断した場合においては、避難前の施設等において介護給付費等を請求し、その上で、避難先の施設等に対して、必要な費用を支払うなどの取扱いとされたい。」や5「一時避難であれば、従前（避難前）の介護給付費等を従前の施設等が請求する取扱いとする。その上で、従前の施設等から避難先の医療機関に対して、介護給付費

等を支払うなどの取扱いとされたい。」に類するものとして、放課後等デイサービス事業所において当該幼児児童生徒に係る報酬を請求し、その上で、原則としてその全額を他の障害福祉サービス等施設・事業所に対して支払う取扱いとする。

なお、新たに放課後等デイサービスの利用を希望する幼児児童生徒の放課後等デイサービスの利用に当たっては、幼児児童生徒の保護者に対する支給決定を行う必要があるが、この取扱いについては、障害者総合支援法第30条の規定による特例介護給付費等や児童福祉法第21条の5の4の規定による特例障害児通所給付費を支給することができるため、あらかじめご了承ください。

3 介護保険の通所介護事業所等が幼児児童生徒を受け入れる場合の取扱い

上記1のような場合について、利用者（高齢者）の処遇に支障のない範囲内で、介護保険の通所介護事業所等において幼児児童生徒を受け入れることも可能である。この場合の報酬上の取扱いは、2と同様である。

なお、通所介護事業所等において幼児児童生徒を受け入れることに伴い、定員超過利用に該当した場合は、減算を適用しない取扱いとして差し支えない。

4 留意点

上記2及び3の場合として、他の障害福祉サービス等施設・事業所や介護保険の通所介護事業所等の職員が放課後等デイサービスの幼児児童生徒を受け入れるに当たっては、当該放課後等デイサービス事業所の児童発達支援管理責任者の丁寧な管理指導のもと、両者間でよく連携して支援に当たること。

また、他の障害福祉サービス等施設・事業所や介護保険の通所介護事業所等で受け入れることについて、保護者等に丁寧に説明し、理解を得ること。

なお、他の障害福祉サービス等施設・事業所で受け入れる場合においては、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）や「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等に基づき、感染防止対策を講じること。

介護保険の通所介護事業所等で受け入れる場合においては、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等に基づき、感染防止対策を講じること。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線3037、3102）

FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp